2　法第四条第三項の毒物又は劇物の販売業の登録の更新は、登録の日から起算して六年を経過した日の一月前までに、別記第五号様式による登録更新申請書に登録票を添えて提出することによつて行うものとする。

（登録簿の記載事項）

第四条の五　登録簿に記載する事項は、法第六条に規定する事項のほか、次のとおりとする。

一～三　（略）

（削る）

（特定毒物研究者の許可の申請）

第四条の六　（略）

2　前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申請等の行為の際当該許可申請書の提出先とされている都道府県知事（特定毒物研究者の主たる研究所の所在地が、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域にある場合においては、指定都市の長。第四条の八において同じ。）に提出された書類については、当該許可申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一～三　（略）

四　第十一条の三の二第一項に規定する者にあつては、毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号。以下「令」という。）第三十六条の五第一項の規定により講じる措置の内容を記載した書面

（毒物劇物取扱責任者に関する届出）

第五条　（略）

2　前項の届書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申請等の行為の際当該届書の提出先とされている都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一～五　（略）

3　（略）

（登録の変更の申請）

第十条　（略）

2　都道府県知事は、登録の変更をしたときは、遅滞なく、その旨及びその年月日を申請者に通知しなければならない。

（毒物劇物営業者及び特定毒物研究者の届出）

第十一条　（略）

2　前項の届書（法第十条第一項第二号又は第十条の三第一号若しくは第四号に掲げる事項に係るものに限る。）には、設備の概要図を添付しなければならない。ただし、申請等の行為の際当該届書の提出先とされている都道府県知事、指定都市の長、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出された設備の概要図については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

（身分を示す証票）

第十四条　法第十八条第三項に規定する証票は、別記第十五号様式の定めるところによる。

2　法第四条第四項の毒物又は劇物の販売業の登録の更新は、登録の日から起算して六年を経過した日の一月前までに、別記第五号様式による登録更新申請書に登録票を添えて提出することによつて行うものとする。

（登録簿の記載事項）

第四条の五　登録簿に記載する事項は、法第六条に規定する事項のほか、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号。以下「令」という。）第三十六条の八第一項の規定による登録簿の送付が行われる場合にあつては、登録等の権限を有する者の変更があつた旨及びその年月日

（特定毒物研究者の許可の申請）

第四条の六　（略）

2　前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申請等の行為の際当該許可申請書の提出先とされている都道府県知事（特定毒物研究者の主たる研究所の所在地が、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域にある場合においては、指定都市の長。第四条の八において同じ。）に提出され、又は当該都道府県知事を経由して地方厚生局長に提出された書類については、当該許可申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一～三　（略）

四　第十一条の三の二第一項に規定する者にあつては、令第三十六条の五第一項の規定により講じる措置の内容を記載した書面

（毒物劇物取扱責任者に関する届出）

第五条　（略）

2　前項の届書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申請等の行為の際当該届書の提出先とされている地方厚生局長、都道府県知事、保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長に提出され、又は当該都道府県知事を経由して地方厚生局長に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一～五　（略）

3　（略）

（登録の変更の申請）

第十条　（略）

2　地方厚生局長は、登録の変更をしたときは、遅滞なく、その旨及びその年月日を申請者に通知しなければならない。

（毒物劇物営業者及び特定毒物研究者の届出）

第十一条　（略）

2　前項の届書（法第十条第一項第二号又は第十条の三第一号若しくは第四号に掲げる事項に係るものに限る。）には、設備の概要図を添付しなければならない。ただし、申請等の行為の際当該届書の提出先とされている地方厚生局長、都道府県知事、指定都市の長、保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長に提出され、又は当該都道府県知事を経由して地方厚生局長に提出された設備の概要図については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

（身分を示す証票）

第十四条　法第十七条第四項に規定する証票は、別記第十五号様式の定めるところによる。